

令和8年1月29日

西尾市長 中村 健 様

西尾市特別職報酬等審議会
会 長 齋 藤 種 治

議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和7年12月25日付け7西人第79号で諮問のありました議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料の額について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、ここに答申します。

記

1 答申内容

議会の議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

議 長 月額	551,000円	（ 据え置き ）
副議長 月額	511,000円	（ 据え置き ）
議 員 月額	455,000円	（ 据え置き ）
市 長 月額	1,021,000円	（ 14,000円の引き上げ ）
副市長 月額	798,000円	（ 11,000円の引き上げ ）
教育長 月額	728,000円	（ 10,000円の引き上げ ）

※かっこ内は現行との比較

施行日 令和8年4月1日

2 審議会の開催状況

第1回審議会 令和7年12月25日
第2回審議会 令和8年 1月29日

3 審議経過

本審議会では、議会の議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額について、本市の将来人口推計や財政状況等を踏まえ、近隣自治体及び類似団体との比較を行ったほか、昨今の社会経済情勢等を十分認識した上で、それぞれの職務と職責に見合った額であるかについて様々な角度から意見を述べ、慎重に審議を行った。

(1) 議会の議員の議員報酬の額について

議会の議員の議員報酬の額については、令和3年度と6年度に開催された審議会ではそれぞれ据え置きとの答申であり、議員定数の削減についても意見があった。

今回の審議会においても議員定数に関する意見が出され、その見直しが進んでいない現状に対する不満の意見が多かった。議員定数削減については本審議会の審議事項ではないが、議会において速やかに検討されることを、強く求めるものである。

議会の議員の議員報酬の額について、職責に見合った額とすべきであるが、議員定数の見直しがなされていない現状に対し引き下げという意見もあり、審議会の結論としては上記の内容を踏まえ、据え置きとすることで一致した。

(2) 特別職の給料の額について

特別職の給料の額については、近隣市の給料月額や財政指標等の水準の比較について議論を交わした。

人事院による勧告や最低賃金の引上げが続いている中、特別職の給料の額は平成24年4月から据え置きが続いている。また、昨年度の審議会では引き上げが必要との意見も出されたが、西尾市の財政状況等を考慮すると、引き上げることは難しい状況と判断し据え置きとした。

今年度も財政状況は引き続き厳しい状況にあるが、一方で、先に述べたとおり人事院による増額勧告や物価上昇、近隣市の多くが引上げを実施している状況などを考慮すると、特別職については報酬を引き上げるタイミングであると考えられる。

そこで、本審議会としては、さまざまな状況を総合的に判断し、特別職の給料の額については、従来から改定の目安としている国の指定職俸給表の令和7年8月人事院勧告の改定率、2.8%の半分である1.4%の引き上げが妥当であると判断した。

4 おわりに

特別職の報酬等の額については社会経済情勢や一般職の職員の給与改定の状況等を注視しつつ、職責に応じ、適正なものになっているかを常に検証する必要があるため、今後は一定期間ごとに本審議会を開催し、必要な検証を行うとともに審議を行うことが望ましいと考える。

議員並びに特別職の職責は益々重いものとなっており、皆様の日頃の仕事ぶりには、大いに感謝申し上げるところであるが、市政発展と市民サービスの更なる向上のため、今後一層のご尽力をお願いするものである。